

## 条例構成案（２）・大和市タイプ

## 前文

- ・ 歴史的背景
- ・ 現在の北本市の情勢
- ・ これからのまちづくりの方向性
- ・ 条例制定の目的
  - （この条例の制定過程）
  - （子育てに関すること・みどりの保全に関すること）

北本市は、埼玉県ほぼ中央に位置し、縄文時代に先人が居を構え、大宮台地に位置する恵まれた環境のもと、緑豊かな自然をかくみ、長い歴史のときを刻んで、今日に至っています。

新しい世紀を向かえ、地方自治の在りようは変わり、これまでの中央集権型の行政運営から、地方分権型の行政経営へと移行されました。また、近年の地方行政を取り巻く情勢は、少子高齢化、高度情報化社会、環境問題への対応、国と地方の財政構造の再編等、大きな転換期を迎えています。今後、地方公共団体は、時代の変化に対応した地域社会の創造が求められています。

そのため、市民、市議会、市長及び市職員それぞれの責務を明らかにし、情報を共有しながら、市民と行政の協働による個性豊かな、自立した北本市を構築するとともに、すべての市民一人ひとりが個人として尊重され、住みやすさと幸せを感じて生活できる、「緑にかこまれた健康な文化都市」を北本市の将来都市像とし、次世代に引き継いで行くことが必要です。即ち、これからのまちづくりは、私たち市民が主役となり、市民から信託を受けた市長及び市議会と協力して、諸課題を解決していかなければなりません。

私たちは、これら北本市における自治の基本理念のもとに、自治のさらなる進展を図るべく、ここに「北本市自治基本条例」を制定します。

## 第 1 章 総則

## 2 目的

- ・ 基本理念に基づき、市民・市議会・執行機関の責務を明らかにする
- ・ 3者の協働により、住民自治が確立し、誰もが安心して生活できるまちの実現を図る

この条例は、前文に掲げる基本理念に基づき、北本市の自治の主役である市民と、市議会、市の執行機関である市長及び市職員が各々の責務を明らかにし、住民自らが参画し、情報を共有し、協働することにより、住民自治のもと、安心して生活ができる北本市の実現を図ることを目的とする。

## 3 3 この条例の位置づけ

- ・ 北本市の最高規範であることを定義する

この条例は、市が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例を最大限に尊重しなければならない。

### 3 定義

・市民・事業者・協働・執行機関・参画・コミュニティについて定義する  
(これ以下の項目については、この定義のもとに文言を整理する)

この条例における用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者及び市内で事業を営むもの又は活動する団体等。
- (2) 事業者 市内で営利または非営利の事業活動を行うもの。
- (3) 協働 市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割と責任のもとに対等の立場で共通の目標に向けて、協力することをいう。
- (4) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (5) 参画 企画立案から実施、評価に至るすべての過程に参加し、意思決定にかかわることをいう。
- (6) コミュニティ 地域社会を形成する組織及び集団

## 第2章 自治の基本原則

### 4 基本原則

・情報共有の原則      参加の原則      協働の原則

- 1 市民、市議会及び市は、まちづくりに関する情報を積極的に公開し、共有するものとする。
- 2 市民は、市政に関わる企画立案、意思決定、実施及び評価、条例の制定改廃等あらゆる過程において、主体的に参加するものとする。
- 3 市民、市議会及び市は、それぞれの役割を踏まえ、協働するものとする。

### 1.5 参加の権利・責務

- ~~1 市民は、まちづくりの主体であり、市政に関わる企画立案、条例等の制定・改廃、実施、評価など、あらゆる過程に参加する権利を有する。( 5 市民の権利へ移動 )~~
- ~~2 市民は、豊かな地域社会の形成を目的に、自らの判断と責任の下で、市政への参画に努めるものとする。( 5 市民の権利へ移動 )~~
- ~~3 市民の市政への参加は、市民からの新たな行政課題の提案並びに市民が知りえた情報に基づく市への通報等を含むものとし、市は上記の提案若しくは通報については誠意をもって対応し、その結果を市民に開示するものとする。( 1 2 意見・要望・苦情への対応へ移動 )~~
- ~~4 市は、市民のまちづくり活動への参加を積極的に受け入れるとともに、市民の自主性及び自立性を尊重し、参加又は不参加を理由に差別的な扱いをしてはならない。( 1 4 参加・協働の推進へ移動 )~~

## 1 4 参加・協働の推進

- ・ 執行機関の市民参加の推進の義務
- ・ 市民参加の環境整備と庁内体制の整備の努力義務
- ・ 市民参加の自主性の尊重
- ・ 他条例への委任
- ・ 執行機関の計画策定時における市民参画推進義務
- ・ 審議会委員選任時の一部公募と男女均衡配慮の努力義務

- 1 市は、市政に関わる企画立案、実施、評価及び条例の制定・改廃などの各過程で市民の参加を推進しなければならない。
- 2 市は、まちづくりに関して、「市民と行政との協働による豊かなまち きたもと」を推進するうえで、異なる主体が対等な立場で共通の目的意識を持って取り組むことができるよう情報の提供に努め、相互理解とよりよい信頼関係を築くことができるよう市民参加への環境整備や庁内体制の整備に努めなければならない。
- 3 市は、協働を推進するにあたり、市民の自発的活動を支援するよう努めるものとする。この場合、市の支援は市民の自主性を損なうものであってはならない。
- 4 市民参加の具体的な進め方については、別に条例で定めるものとする。

### 1 5 参加の権利・責務から

- 4 市は、市民のまちづくり活動への参加を積極的に受け入れるとともに、市民の自主性及び自立性を尊重し、参加又は不参加を理由に差別的な扱いをしてはならない。

### 4 基本原則から

- 3 市民、市議会及び市は、それぞれの役割を踏まえ、協働するものとする。

### 1 6 総合計画等の策定における参画・協働から

(計画策定の手続)

- 1 市は、総合計画等重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。
  - (1) 計画の目的
  - (2) 計画策定の日程
  - (3) 予定する市民参画の手法
  - (4) その他必要とされる事項

### 1 7 意見の提出及び募集から

- 1 市は、まちづくりに関する基本方針、総合的な計画、その他重要な政策の決定に際して、立案から実施、評価について、多様な市民の参画を推進しなければならない。

### 1 9 附属機関等への参画と会議公開の原則から

(審議会等)

- 1 市の審議会の委員の選任にあたっては、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めるとともに、男女の均衡に配慮して選任するよう努めなければならない。

## 7 情報の公開と共有

- ・ 市民の知る権利の保障
- ・ 積極的な情報公開と情報共有の努力義務
- ・ 公開会議の原則

市は、市民の知る権利を保障するとともに、参画・協働によるまちづくりを推進するため、市の保有する情報を積極的に公開し、市民と市のそれぞれが保有する情報の共有に努めなければならない。

#### 4 基本原則から

市民、市議会及び市は、まちづくりに関する情報を積極的に公開し、共有するものとする。

##### 1 1 説明責任から

2 市は、市民に情報を積極的に公開し、公正で透明性の高い市政運営を行うものとする。

##### 1 9 附属機関等への参画と会議公開の原則から

2 審議会等の会議は、別に条例で定めるところにより、公開するものとする。

## 9 個人情報の保護

- ・ 個人の権利利益の保護の努力義務
- ・ 個人情報保護条例への委任

市は、別に条例で定めるところにより、保有する個人情報の開示、訂正又は目的外利用の中止等を請求する権利を明らかにするとともに、市民の基本的な権利が最大限保障されるよう努めなければならない。

## 第3章 市民

### 第1節 市民

#### 5 市民の権利・義務

- ・ 知る権利と参画する権利
- ・ 等しく行政サービスを受ける権利
- ・ 行政サービスの享受に対する対価支払義務
- ・ まちづくりへの参画の努力義務

##### (市民の権利)

- 1 市民は、市政に参画する権利及び市政に関して知る権利を有する。
- 2 市民は、行政サービスの提供を等しく受ける権利を有する。

##### (市民の義務)

- 1 市民は、行政サービスに伴う、納税及び使用料等を負担する義務を果たすものとする。
- 2 市民は、主体的にまちづくりに参画し、豊かな地域社会の形成に努めるものとする。

#### 4 基本原則から

- 2 市民は、市政に関わる企画立案、意思決定、実施及び評価、条例の制定改廃等あらゆる過程において、主体的に参加するものとする。

##### 1 5 参加の権利・責務から

- 1 市民は、まちづくりの主体であり、市政に関わる企画立案、条例等の制定・改廃、実施、評価など、あらゆる過程に参加する権利を有する。
- 2 市民は、豊かな地域社会の形成を目的に、自らの判断と責任の下で、市政への参画に努めるものとする。

## 6 事業者の権利・義務

- ・ 市政に参画する権利と知る権利
- ・ 地域社会の一員としてまちづくりに寄与する努力義務

事業者は、第 条（もしくは「前条」）に規定する市民の権利及び義務を果たすとともに、市民の住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、市民が安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

## 第 2 節 コミュニティ

### 2 1 コミュニティ及び自治会活動の意義と推進

- ・ 市民の自治会及びコミュニティへの参加の努力義務
- ・ 執行機関の自治会及びコミュニティ活動の推進義務

- 1 市民は、地域の自主的な連帯及び課題解決のため、自治会及びコミュニティ活動に関心を持ち、自発的に参画するよう努めるものとする。
- 2 市は、活力のある地域社会の実現に寄与する自治会及びコミュニティ活動の推進を図るため、必要な施策を講じなければならない。

## 第 4 章 議会

### 3 0 議会

- ・ 市民が主権であり、議員は代表者であること
- ・ 市民の意見聴取の努力義務
- ・ 情報公開・情報提供の努力義務
- ・ 市民への説明責任義務
- ・ 公正・誠実な職務遂行義務

（市議会・市議会議員の役割と責務）

- 1 市議会は、常に市民が主権者であることを認識し将来に向けたまちづくりの実現のために、与えられた権能(権限)の行使に努めなければならない。
- 2 市議会は、この条例の基本理念を実現するために広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。
- 3 市議会は、別に条例で定めるところにより議会が保有する情報を公開すると共に、会議の公開及び情報提供の充実により、開かれた議会運営に努めなければならない。
- 4 議会は、開かれた議会運営のため、市民にわかりやすく説明し、対話できる場や機会を設けるように努めるものとする。
- 5 市議会議員は、表決その他議会活動に関し、市民への説明責任を果たすと共に、市民の信託に応え公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

## 第 5 章 行政

### 2 3 市長の責務

- ・ 公平・公正・誠実に全力で職務に当たること
- ・ この条例の理念のもとに自主・自立の協働のまちづくりの推進
- ・ 職員の適切な指揮監督と能力・知識向上の努力義務
- ・ 最小の経費で最大の行政サービスを提供する努力義務
- ・ 新たな行政課題に対応するための柔軟な組織運営

- 1 市長は、常に市民が主権者であることを認識し、公平、公正かつ誠実に職務にあたり、全力を挙げて自治を育む責務を有する。
- 2 市長は、市政の代表者として市民の信託に応えるとともに、市の理想の将来像を実現するため、長期的な視点でまちづくりに取り組まなければならない。
- 3 市長は、この条例の理念に基づき、市民との協働により自主・自立のまちづくりの推進に努めなければならない。
- 4 市長は、職員を適切に指揮監督し、常に職員の能力や知識の向上に取り組むよう努めなければならない。

#### 2.2 市の執行機関の基本事項

- 1 市は、市政の執行にあたっては、常に公平、公正かつ誠実にを行い、誰もが住みやすいと思えるまちづくりを目指さなければならない。
- 2 市は、市民ニーズを積極的に把握し、行政サービスへの満足度を高めるとともに、常に最小の経費で十分なサービスが提供できる市政運営に努めなければならない。

#### 2.4 職員の責務・育成

- ・自己研鑽の努力義務と市民と連携したまちづくりに取り組む義務
- ・公正かつ能率的な職務執行と職員相互の連携・協力義務

- 1 職員は、市民の負託によることを自覚し、常に研鑽に努めるとともに、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。
- 2 職員は、職務の執行に際しては、職員の相互の連携を深め、協力し、柔軟に対応するとともに、公正かつ能率的に行わなければならない。

### 第6章 市民のための行政運営

#### 2.2 市の執行機関の基本事項（2.3 市長の責務へ移動）

- 1 市は、市政の執行にあたっては、常に公平、公正かつ誠実にを行い、誰もが住みやすいと思えるまちづくりを目指さなければならない。
- 2 市は、市民ニーズを積極的に把握し、行政サービスへの満足度を高めるとともに、常に最小の経費で十分なサービスが提供できる市政運営に努めなければならない。
- 3 執行機関は、地域社会の情勢変化に的確に対応するため、組織と機構の不断の見直し及び民間の経済的思考の導入や専門的知識の活用を図りながら、効果的で効率的な組織・執行体制の整備に努めなければならない。

#### 2.6 総合計画に基づく行政運営

市は、総合計画に基づいた計画的なまちづくりを実施するものとする。

#### 1.3 行政評価

- ・市民が参画する外部評価の実施とその結果を反映させる努力義務
- ・評価の公表と意見聴取義務
- ・行政評価に関する規定の委任

- 1 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、市民が参画する外部評価を実施し、その結果を政策の決定、予算編成及び総合振興計画の振興管理に反映させるよう努めなければならない。
- 2 市は、評価の結果を市民にわかりやすく公表するとともに、市民が意見をのべる機会を設けなければならない
- 3 前項に規定する行政評価に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

## 2 7 行政手続

- ・ 行政手続条例への委任
- ・ 公正の確保・透明性の向上・市民の権利と利益の保護の努力義務

執行機関は、行政運営における行政処分に関する手続について、別に条例で定めるところにより、公正の確保と透明性の向上及び、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

## 2 9 財政運営の基本事項

- ・ 健全な財政運営の努力義務
- ・ 財産の適正管理と効率的・効果的な運営の努力義務
- ・ 財政の計画・執行状況、財産管理状況のわかりやすい公表努力義務

( 財政運営の原則 )

- 1 市長は、市民参画を得て、常に財源確保の方策を工夫するなかで中長期的な財政計画を定め、財源の用途については効果・効率的な活用を図るなかで市民生活の保護につながるセーフティネット機能を担保しつつ、健全な財政運営に努めなければならない。

( 財産管理の原則 )

- 1 市長(市)は、財産の管理運営計画を定め財産の適正管理及び、効率的かつ効果的な運営に努めなければならない。

( 財政状況等の公表 )

- 1 市長は、市民参画による財政運営を推進するために財政の計画・執行状況及び財産の保有状況等を分りやすく公表することに努めなければならない。

( 市税等の賦課徴収 )

- 1 市長は、法及び、条例等の定めるところにより積極的に市税や使用料及び、その他徴収金の賦課徴収に努めなければならない。

## 1 1 説明責任

- ・ 市民に対する市政に関する事項を説明する責務

- 1 市は、政策形成等に関する事項について、情報の提供に努めるとともに市民に分かりやすく説明しなければならない。
- 3 市は、政策の立案・実施にあたり、年度予算策定時を目処にその課題とビジョンを明らかにし、市民に周知・理解させるため「市民委員会」を開催できるものとする。
- 4 前項の「市民委員会」の実施要項は、別に定めるものとする。

~~2 市は、市民に情報を積極的に公開し、公正で透明性の高い市政運営を行うものとする。( 7 情報の公開と共有へ移動 )~~

## 1 6 総合計画等の策定における参画・協働

(計画策定の手続)

- 1 市は、総合計画等重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。
  - (1) 計画の目的
  - (2) 計画策定の日程
  - (3) 予定する市民参画の手法
  - (4) その他必要とされる事項(14 参加・協働の推進へ移動)
- 2 市は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。(17 意見の提出及び募集へ移動)
- 3 市は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。(17 意見の提出及び募集へ移動)

## 1 2 意見・要望・苦情への対応

・市民の意見提出方法に関する規定の委任 ・ 応答責任

- 1 市は、市民による市政への要望等があったときは、その内容を速やかに精査し、適切な対応に努めなければならない。
  - 2 市は、市民の権利の保護を図り、市民が受ける不利益救済及び市民の多様な意見・情報・知識の幅広い収集に努めるものとする。
  - 3 市は、必要がある場合等には、市民からの意見提出の方法について別途定めることができる。
  - 4 市は、市民ひとりひとりが、北本市民であることの自覚と誇りを醸成する環境づくりに努め、積極的な提言・意見を市政に反映するよう努めるものとする。
- 1 5 参加の権利・責務から**
- 3 市民の市政への参加は、市民からの新たな行政課題の提案並びに市民が知りえた情報に基づく市への通報等を含むものとし、市は上記の提案若しくは通報については誠意をもって対応し、その結果を市民に開示するものとする。

## 1 7 意見の提出及び募集

・計画策定時の意見募集制度(パブリックコメント)  
と意見への回答義務、公表義務

(市民意見提出制度)

市は、別に条例(現在は要綱)で定めるところにより、政策の立案、計画の策定及び条例の制定で重要なものについて市民が市政に参画し、意見を述べるができる機会を保障するため、市民意見提出制度の確立に努めなければならない。

**1 6 総合計画等の策定における参画・協働から**

- 2 市は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。
- 3 市は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。

市は、まちづくりに関する基本方針、総合的な計画、その他重要な政策の決定に際して、立案から実施、評価について、多様な市民の参画を推進しなければならない。(14 参加・協働の推進へ移動)

## ~~1 9 附属機関等への参画と会議公開の原則~~

~~(審議会等)~~

- ~~1 市の審議会の委員の選任にあたっては、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めるとともに、男女の均衡に配慮して選任するよう努めなければならない。( 1 4 参加・協働の推進へ移動 )~~
- ~~2 審議会等の会議は、別に条例で定めるところにより、公開するものとする。( 2 情報の公開と共有へ移動 )~~

## 3 1 自治体・国との連携

(国及び他の公共団体との連携と協力)

- 1 市は、広域行政の推進と共通する課題解決のために、国や県及び他の地方公共団体と連携、協力しかつ先進事例等から学ぶことに努めなければなりません。

(国際社会との交流と連携)

- 1 市長は、個性のある、また、開かれたまちづくりを目指し、市民や事業者等の参画を得るなかで広く国際社会との交流・連携に努めなければなりません。

## B - 2 危機管理体制の確立

- 1 市は、安全・安心なまちづくりをめざすとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう、危機管理体制の確立に努めなければならない。

## 第7章 住民投票

### 1 8 住民投票

- 1 市長は、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、議会の議決を経て住民投票を実施することができる。
- 2 市長は、住民投票を行うときは、住民投票の目的をあらかじめ明らかにし、その結果を尊重するものとする。
- 3 市民は、議会の議員及び長の選挙に参加する権利をもつ者の、○分の○以上の連署をもって、その代表者から、市長に対し住民投票の請求ができる。
- 4 住民投票に参画することができる者の資格その他必要な手続については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

## 第8章 実効性の確保

### 2 0 市民委員会の設置

- 1 市に、北本市自治委員会(仮称)(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例に関する事項について調査審議する。
- 3 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 3 2 この条例の検討・見直し

- 1 市は、この条例を社会、経済情勢の変化等に対応させるため、5年を超えない期間ごとに検証及び見直しを行うものとする。